

新たな機能性表示制度に関する検討会報告書（案）への意見

2014年7月18日

名古屋文理大学

清水俊雄

1. 「消費者教育等」における保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの活用

本アドバイザースタッフは、平成14年2月21日に厚生労働省食品保健部長（食発第0221002号）より、都道府県知事等に保健機能食品やその他のいわゆる健康食品について、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材として養成が通知されている。提供される情報は下記の項目であり、消費者の視点に立った情報提供と適切な助言をすることになっている。

- (1) 保健機能食品等の有用性、安全性を考慮した適正な使用方法や摂取方法
- (2) 医薬品との相違についての理解
- (3) 保健機能食品等と医薬品及び保健機能食品等同士の相互作用についての理解
- (4) 栄養強調表示と健康強調表示に関する理解
- (5) 保健機能食品等の有用性、安全性に関する科学的根拠を理解するための基礎知識
- (6) 食品及び食品添加物の安全性や衛生管理等に関連する知識
- (7) 健康状態及び栄養状態に応じた食品の適切な利用のための健康・栄養に関する知識
- (8) 関連法律（食品衛生法、栄養改善法、薬事法、景品表示法等）の内容
- (9) 消費者の視点に立った情報提供と適切な助言のあり方及び消費者保護について
- (10) 保健機能食品等の市場に関する知識や海外の情報等

よって、本報告書(案)の「(4)消費者教育等」に記載されている消費者庁と企業が実施すべき項目に加えて、消費者と行政・企業とを繋ぐ本アドバイザースタッフの活用の必要性を明記すべきである。

追記文(案)

更に、栄養機能食品と特定保健用食品の既存制度、機能性表示の新制度及び「いわゆる健康食品」について、消費者に正しい情報を提供し、消費者自らの判断による食品の選択が適切に行えるように、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材として養成されている保健機能食品等のアドバイザースタッフ（厚生労働省 食発第0221002号）を積極的に活用することように取り組んでいくべきである。

都道府県知事
政令市市長
特別区区長殿

厚生労働省医薬局食品保健部長

保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について

保健機能食品やその他のいわゆる健康食品について、国民に健康的で質の高い生活を送るためにはバランスのとれた食生活が重要であることを前提に、正しい情報を提供し、身近で気軽に相談できる人材の養成は、過剰摂取等による健康障害の防止の観点からも望ましいと考えられます。 つきましては、貴管下事業者において、これら人材の養成等を実施される場合は、この基本的考え方に従って行われますよう関係者に周知等をお願いします。なお、この基本的考え方は、別紙により関係団体にも通知しております。

[別添]

保健機能食品等に係るアドバイザースタッフの養成に関する基本的考え方について

1 はじめに

健康的で、質の高い生活を送るためには、消費者自らが積極的に健康づくりに努め、特にバランスの取れた食生活を営むことは何よりも重要である。

我が国では、国民の健康志向の高まりに伴い、国民が食品に対して求めている機能も複雑かつ多様化している。(中略)

これらを背景に、健康障害をもたらすことのないよう、消費者に正しい情報を提供し、消費者自らの判断による食品の選択が適切に行えるようにすることを目的として、いわゆる健康食品のうち、一定の要件を満たすものを「保健機能食品」とする制度が、平成 13 年 4 月から施行されたところである。

薬事・食品衛生審議会では、本制度の施行に当たり、平成 13 年 2 月 26 日の報告書

「保健機能食品の表示等について」において、国民に対して正しい情報を提供し、自らの選択に委ねるためには、相談機関の充実やアドバイザースタッフの確保が必要である旨の提言をした。(中略)

このような状況のもと、消費者に適切に情報を提供し、消費者が気軽に相談できる者(以下「アドバイザースタッフ」という。)の養成に関する基本的な考え方をまとめたものである。

今後は、この基本的な考え方に沿って、アドバイザースタッフの養成が進められることを期待する。

2 アドバイザースタッフの必要性

現在、消費者が保健機能食品やその他のいわゆる健康食品(以下「保健機能食品等」

という。) に関して情報提供や相談を受ける場としては、(1)保健機能食品等が販売されている店舗や通販の機会等、(2)保健機能食品等の製造・販売会社のお客様相談室等、(3)保健所、保健センター、病院・診療所等の保健・医療機関、(4)消費者センター等の消費者相談機関、(5)地域における食生活改善活動の場などが考えられるが、多種多様な保健機能食品等が流通する中、消費者が自分の健康の維持増進等の目的に合致した食品や消費者の食生活状況や健康状態に応じた食品を、安全にかつ適切に選択し、摂取することを可能とするためには、これらの食品の持つ成分の機能及びその活用方法等について理解し、正しく情報を提供できる助言者、すなわち、アドバイザースタッフが適宜置かれていることが重要である。この「基本的考え方」はそのようなアドバイザースタッフが習得すべき知識及び養成方法について提案し、保健機能食品等に関して消費者に適切な情報を提供できることを期待するものである。(以下略)